

東京都働く人の チャイルドプランサポート制度整備奨励金

申請の手引き

令和元年度版



東京都産業労働局

令和元年度 働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金募集要項

1 奨励金の概要

(1) 実施目的

都内企業等における、労働者（本要項では常時雇用する者をいう。）の不妊治療と仕事との両立支援に関する取組を奨励することにより、企業等における雇用環境の整備を推進することを目的としています。

(2) 奨励条件

企業等が不妊治療休暇制度及び不妊治療休業制度（以下「不妊治療休暇制度等」という。）の整備に関し、都が定める必要な取組すべてを実施した場合に奨励金を交付します。

- ・奨励対象事業者の要件（P 2～3、別表 1）
- ・奨励事業（P 3～4、別表 2）

(3) 奨励金交付額（定額）

ア 不妊治療休暇制度等整備事業 30万円

イ 不妊治療のためのテレワーク制度整備事業 10万円

※アのみの取組実施、またはア・イ両方の取組実施（イのみの取組は対象外）

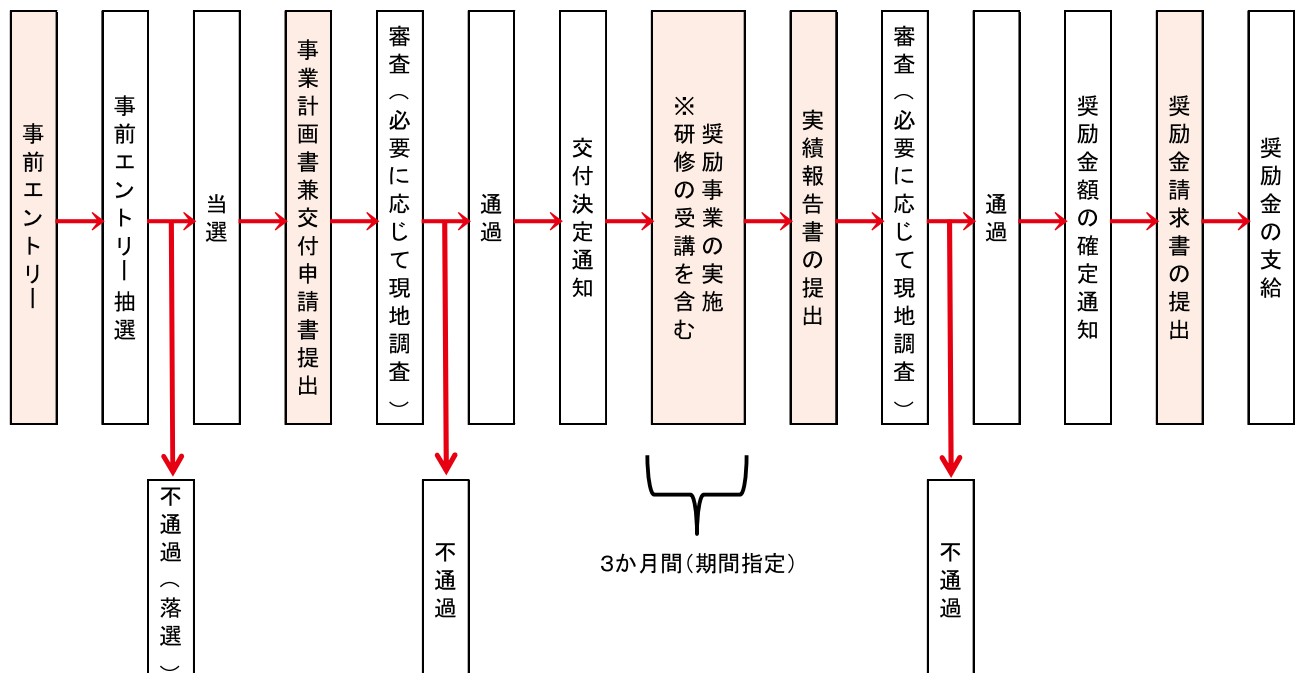
(4) 奨励事業実施期間

都が定める奨励事業実施期間内（P 1）に奨励事業（P 3～4、別表 2）を実施する必要があります。奨励事業実施期間を延長することはできません。

(5) 手続の流れ

※ は企業が実施する部分です。

※ 不通過の場合は、以降の作業へは進みません。



(6) 年間のスケジュール等

＜事前受付から実績報告までのスケジュール＞

	事前エントリー 受付期間	申請書提出期限	奨励事業実施期間 （3か月以内）	報告書提出期限
前期	6月28日（金） ～7月5日（金）	7月19日（金）	9月1日（日） ～11月30日（土）	12月20日（金）
後期	9月13日（金） ～9月20日（金）	10月4日（金）	11月1日（金） ～1月31日（金）	2月20日（木）

別表 1 奨励対象事業者の要件

事前エントリーをする前にご確認ください。事前エントリー当選確認後、交付申請時から奨励事業終了後の実績報告時までの期間を通して、次の要件をいずれも満たしている必要があります。

1	都内で事業を営んでいる企業等であること - 企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または別表第3の「協同組合等」に該当するものも含みます。ただし、次の①から⑤のいずれかを満たすものは除きます。 ① 雇用関係にある労働者がいない場合 ② 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等） ③ 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの ④ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等） ⑤ 東京都政策連携団体、事業協力団体または東京都が設立した法人 - 個人事業主も含みます。都内税務署へ開業届を提出している必要があります。 - 法人の場合は都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあること。ただし、都内で営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除きます。
2	就業規則を作成して事業所を管轄する労働基準監督署に届出を行っていること
3	不妊治療休暇制度、不妊治療休業制度、不妊治療のためのテレワーク制度等が就業規則または当該規則に連携する規程に明文化されていないこと
4	都内に勤務する常時雇用する労働者（受入派遣労働者を除く）を2人以上、かつ6か月以上継続して雇用していること - 常時雇用する労働者とは次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。なお、登録型派遣労働者は雇用保険被保険者である場合に該当します。 ① 無期雇用（期間の定めなく雇用されている）労働者 ② 有期雇用労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者 ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について同一事業主に引き続き雇用されている労働者 ※「見込まれる」とは、労働契約書等による契約更新有の要件により1年を超える期間まで引き続き雇用の可能性がある場合を言います。 - 上記常時雇用する労働者は雇用保険被保険者であること（①②については休業中の労働者を含みます。）
5	都のホームページへの企業名等の公表に同意すること

6	労働関係法令について次のア～キを満たしていること ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること エ 平成31年4月以降、労働基準法第36条第6項第2号（月100時間未満）及び第3号（複数月平均80時間以内）に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている労働者がいないこと オ 労働基準法第39条7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を講じていること
7	都税の未納付がないこと ・納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税（個人については個人事業税及び個人住民税）の未納付がある場合は申請できません。
8	過去5年間に重大な法令違反等がないこと ・違法行為による罰則の適用を受けた場合や事業所を管轄する労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと
10	暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の労働者若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと
11	企業等の代表者が過去に本奨励金を利用または申請したことがないこと（申請を撤回した場合は再申請可）

別表2 奨励事業

	取組事項	内容説明
1	不妊治療と仕事の両立に関する社内相談体制の整備	都内に勤務する常時雇用する労働者2人以上（原則として男性1人以上、女性1人以上とする）を選出し、不妊治療と仕事の両立に関する社内相談員として任命すること。（◆1）
2	不妊治療休暇制度または不妊治療休業制度の整備	不妊治療休暇制度等を新たに整備し、就業規則または当該規則に連携する規程に定め、事業所を管轄する労働基準監督署に届出を行うこと。（◆2、◆3）
3	不妊治療のためのテレワーク制度の整備	不妊治療のためのテレワーク制度を新たに整備し、就業規則または当該規則に連携する規程に定め、事業所を管轄する労働基準監督署に届出を行うこと。

4	社内説明会の実施	都内に勤務する労働者に対し、次の①～③を実施すること。(◆4) ① 上記1で整備した社内相談体制の内容を説明 ② 上記2、3で定めた制度の内容を説明 ③ 説明会後に理解度チェックを実施
---	----------	--

- ★ 不妊治療休暇制度等整備事業（30万円）のみ取り組む場合は、1、2、4を実施してください。
- ★ 不妊治療休暇制度等整備事業（30万円）と不妊治療のためのテレワーク制度整備事業（10万円）の両方とも取り組む場合は、1～4を実施してください。

◆1（社内相談員について）

社内相談員は、別途都が実施する不妊治療と仕事の両立に関する研修を受講する必要があります。

また、社内相談員は常時相談に対応できる者を選任してください。

◆2（就業規則等について）

- ①整備した就業規則及び当該規則に連携する規程は、原則として奨励事業実施期間内に施行してください。例外として、奨励事業実施期間（P.1）の翌月1日の施行は可とします。
- ②就業規則には改正の経過が分かるよう、明確に施行日を記載してください。その際、改正前の施行日は削除しないでください。
- ③企業等の規模を問わず、奨励事業実施期間内に必ず事業所を管轄する労働基準監督署へ届出を行ってください。
- ④就業規則及び当該規則に連携する規程は、法令等を遵守した内容にしてください。

◆3（本事業の対象とならないケース）

既に就業規則または当該規則に連携する規程に不妊治療休暇制度等の記載がある場合

◆4（社内説明会について）

都内に勤務する全労働者を対象に説明会を実施してください。（ただし、都内に勤務する労働者数が30人を超える企業は、奨励事業実施期間内に30人以上の出席者を対象として、1回以上の社内説明会を行ってください。出席しなかった労働者に対しては、説明会資料等を配布して情報提供を行ってください。）

また、社内掲示やイントラネット等、効果的な方法により周知を行うよう努めてください。

なお、社内説明会実施後には、説明会参加者全員を対象に理解度チェックを行ってください。

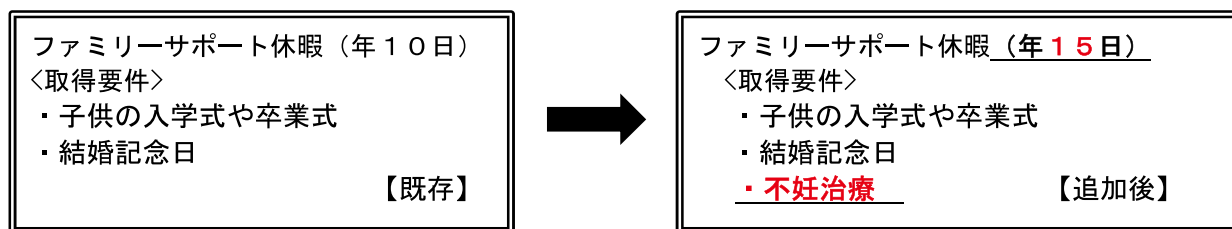
不妊治療休暇制度等とは

1 制度要件

不妊治療休暇制度等とは、名称にかかわらず、労働者が不妊治療を理由に取得できる休暇制度、休業制度をいいます。本事業における不妊治療休暇制度等は、次の要件を満たすものとし、労働者が利用しやすい制度となるよう、労使間で制度内容について検討してください。

- (1) 休暇日数は、労働者1人あたり年間5日以上とすること。
- (2) 休業期間は、労働者1人あたり1年以上とすること。
 - * 不妊治療休暇制度・不妊治療休業制度のいずれか又は両方を整備してください。
 - * 休暇及び休業における、基準期間の始期及び終期を明記してください。
 - （例）1月1日～12月31日
 - * 制度を利用する際にプライバシーを配慮する観点から、既存の特別休暇制度の取得要件に「不妊治療」を加える場合も可とします。
 - * 既存の特別休暇制度の取得要件に「不妊治療」を加える場合は、5日分の休暇を追加して取得できるよう整備しなければなりません。ただし、既に20日以上の特設休暇制度を整備している場合はその限りではありません。

【既存の特別休暇制度の取得要件に「不妊治療」を加える場合の例】



- (3) 休暇等は、連続取得、分割取得いずれも可とすること。
- (4) 休暇等を取得した際の賃金の取り扱いについて、有給又は無給とする記載を就業規則または当該規則に連携する規程及び労働協約、労使協定においても定めること。
- (5) 休暇等を取得した際に、人事処遇、賃金等に関し不利益となる取扱いを行わないこと。
＊賃金等とは、年次有給休暇取得のための出勤率算定や賞与の査定などを指します。
- (6) 休暇等は時限的な制度ではないこと。
- (7) 休暇等に関して、就業規則または当該規則に連携する規程に、取得目的、対象者、日数、取得の際の賃金の取扱い、申請方法、及び賃金（賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定）等に関し不利益となる取扱いをしないことについて明確な定めがあること。

2 制度対象者

- (1) 都内全事業所の労働者（※ 1、※ 2）を対象として定めてください。
- (2) 正社員以外の雇用形態の従業員や都外事業所に勤務する従業員を含めることは可能です。

※ 1 労働者（常時雇用する労働者）の定義は、別表 1（P 2）奨励対象事業者の要件を参照。

※ 2 常時雇用する労働者が 1 人も在籍していない事業所においては、他の有期雇用労働者（パートタイム、契約社員等）を対象としてください。

3 適用条件

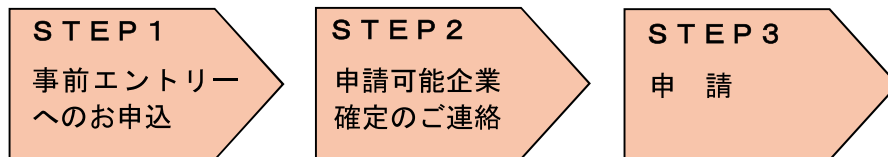
上記制度対象者に対し、勤続年数及び勤務状況について育児休業制度、母性健康措置に準ずる条件を付することは可能です。

また、6 か月以内に退職等により、雇用関係の終了が明らかとなっている制度対象者について、条件を付することも可能です。

なお、付した条件が対象者を限定する等、本事業の趣旨に合致しないと都が判断した場合、奨励対象外となる場合があります。

2 奨励金の交付申請

(1) 申請までの流れ



(2) 事前エントリー

①事前エントリー方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」から事前エントリーを行ってください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/josei/katsuyaku/childplan/>

②事前エントリー受付期間等

前期・後期の2回に分けて受付を行います。受付時間は受付期間初日の10時から受付期間最終日の17時までです。

	受付期間	奨励事業実施期間	予定数
前期申込	6月28日(金)～7月5日(金)	9月1日(日)～11月30日(土)	100社
後期申込	9月13日(金)～9月20日(金)	11月1日(金)～1月31日(金)	50社

※予定数に満たない場合、追加で受付を行う場合があります。追加受付を行う場合は東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」にてご案内します。

③事前エントリーに関する注意事項

- ・事前エントリーは先着順ではありません。
- ・事前エントリーに申込後、直ちに申請ができるわけではありません。予定数を上回る申込があった場合には抽選を行い、申請可能企業を確定します。
- ・事前エントリーにおいては、企業名、所在地等を正確に記載していただく必要があるため、企業の担当者が事前エントリーを行ってください。（代理人によるエントリー不可）

④申請可能企業確定の連絡

- ・エントリー受付期間終了後、全てのエントリーに対して、エントリーの際に入力いただいたEメールアドレスに労働環境課から行います。抽選を行わなかった場合でも、必ず連絡します。事前エントリーの受付期間終了後1週間経過しても連絡がない場合は、企業の担当者が直接、下記(3)①の書類提出場所へお問い合わせください。

(3) 交付申請

①書類提出場所

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 雇用環境整備推進担当

所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階北側

電話番号：03-5320-4645(直通)

(送付する場合)

- ・配達記録が残る方法により送付してください。

(持参する場合)

- ・受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後4時（土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除きます。）です。東京都庁第一本庁舎21階北側入口の電話機にて、内線37-685にご連絡ください。

- ・持参する方は身分証明書（顔写真入りの氏名が確認できるもの）の提示をお願いします。

※身分証明書が提示されない場合や顔写真のない証明書等を持参の場合には、申請企業に直接、委任の有無や代理人氏名等の確認をさせていただく場合があります。

(代理提出する場合)

- ・代理提出の場合は委任状（様式P15）を必ず添付してください。

- ・代理人本人の身分証明書（顔写真入りの氏名が確認できるもの）の提示をお願いします。
※委任状の「代理人氏名」には、書類を提出する方（窓口を持参する場合は、持参する方）の氏名を記載してください。

②書類提出方法

郵送等による送付、持参いずれも可能です。

提出書類に収受印の押印が必要な場合は、下記のものをあわせて提出してください。
提出書類に不備がないことが確認できましたら、収受印を押印して申請企業宛に返信します。

- ・事業計画書兼交付申請書の写し 1部（実績報告の場合は、実績報告書の写し 1部）
- ・返信用封筒（長3形封筒に申請企業の宛名を記載し、切手を貼付）

③書類提出期限

提出期限は次のとおりです。郵送の場合は提出期限日までに**必着**をお願いします。

	提出期限
前期	7月19日(金)
後期	10月4日(金)

④提出書類

別表3（P8～9）参照

申請に関する各様式にはすべて登記簿どおりに企業名、代表者職・氏名等を記載し、提出した印鑑証明書と同一の実印を押印してください。

⑤提出書類各種様式の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/josei/katsuyaku/childplan/>

(4) 申請に関する注意事項

- ① 奨励金の申請は1企業1回限りです。なお、交付決定を受けたにも関わらず、奨励事業の一部またはすべてが実施できず、奨励金が交付されなかった場合でも再度申請することはできません。
- ② 提出された書類は、如何なる事由においてもお返ししません（責任廃棄）。
- ③ 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出や確認、現地調査を行う場合があります。
- ④ 審査の結果、不交付の決定をすることがあります。
- ⑤ 交付決定額は奨励金交付の上限を示しています。奨励事業終了後に奨励金額が確定されます。
- ⑥ 交付決定の通知は、申請企業宛に送付します。代理提出がされた場合でも、代理人には通知しません。

別表 3 交付申請 提出書類及び提出部数一覧表

注意

- ・提出する就業規則及び当該規則に連携する規程が事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押印された最新のものかどうか、必ず提出前に確認をしてください。
(特に代理提出の場合、最新版が提出されていないケースが多く見受けられます。)
- ・申請書類提出後、提出した就業規則及び当該規則に連携する規程を交付決定前に改正した場合には、必ずご連絡の上、事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押された改正後の就業規則、当該規則に連携する規程の写し及び新旧対照表を提出してください。

0	申請時提出チェックリスト		原本 1 部
1	事業計画書兼交付申請書 (様式第 1 号)	・個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票どおり記載してください。(提出書類 7、13 も同様)	原本 1 部
2	誓約書 (様式第 2 号)	・個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票どおり記載してください。(提出書類 7、13 も同様)	原本 1 部
3	雇用保険適用事業所設置届 (事業主控)	①都内の支店・営業所等の全事業所についての設置届を提出してください。 ②本社等で一括して手続きを行っている場合は、本社等の設置届を提出してください。	写し 1 部
4	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) ※社内相談員(別表 2)として選任予定の者のうち 2 人分	・社内相談員として選任予定の都内に勤務する常時雇用する労働者 2 人は、雇用保険加入期間が 6 か月以上の者を選出してください。	写し 1 部
5	労働契約書または労働条件通知書 ※社内相談員(別表 2)として選任予定の者のうち 2 人分	・前項「4」の者 2 人分を提出してください。	写し 1 部
6	最新の就業規則等 ※ 1、2	①都内全事業所に適用されている就業規則及び当該規則に連携する規程を提出してください。事業所ごとに作成している場合はそれぞれ提出してください。※ 3 ②提出する就業規則及び当該規則に連携する規程は、事業所を管轄する労働基準監督署に届出済みの最新のものとし、届出印が押された部分もあわせて提出してください。	写し 1 部
7	事業所一覧(様式 P 1 4)	・本社及び事業所について、事業所名称、所在地及び労働者数を記載したものを提出してください。事業所は都外に所在するものも含めてすべて記載してください。	原本 1 部
8	会社案内または会社概要	・企業名、代表者、所在地、事業内容等が確認できるものとし、ホームページの写しも可	原本または写し 1 部

9	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※4	・申請日現在、発行日から3か月以内のものを提出してください。	原本1部
10	賃貸借契約書、水道光熱費等の公共料金の領収書等 ※登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地が異なる場合や登記上の本店所在地が都外の場合のみ	①登記上の本店所在地と本社機能を持つ事業所地が異なる場合、本社機能を持つ事業所地のものについていずれかを提出してください。（上記事業所地にて事業を営んでいることを確認） ②登記上の本店所在地が都外の場合、都内事業所のものを提出してください。都内に複数事業所がある場合は1事業所分で構いません。（都内において事業を営んでいることを確認）	写し1部
11	印鑑登録証明書	・申請日現在、発行日から3か月以内のものを提出してください。	原本1部
12	法人都民税・法人事業税の納税証明書 ※5、※7	・個人事業主の場合、個人都民税（居住地分、事務所地分）及び個人事業税の納税証明書を提出してください。 ※6、※7	原本1部
13	委任状（様式P15）	・書類提出を代理人に依頼する場合は提出してください。	原本1部

- ※1 就業規則及び当該規則に連携する規程については、交付申請の時点で、**最新版**が提出されていない場合や作成しているにもかかわらず提出がなかった場合等には、奨励対象外となります。
- ※2 申請書類提出後、提出した就業規則及び当該規則に連携する規程を交付決定前に改正した場合には、必ずご連絡の上、事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押された改正後の就業規則及び当該規則に連携する規程、新旧対照表を提出してください。提出されなかった場合、奨励対象外となります。
- ※3 申請時点において都内事業所に正社員を雇用していない場合は、非正規労働者に適用されている就業規則及び当該規則に連携する規程を提出してください。
- ※4 個人事業主においては、個人事業の開業・廃業等届出書及び住民票記載事項証明書を提出してください。住民票記載事項証明書には、住所及び代表者氏名が記載されたものであれば可とし、本籍地、個人番号（マイナンバー）、世帯全員分の氏名等は記載しないでください。
- ※5 申請時点で納付期限が到達している直近の決算期の納税が確認できるもの（領収書の写し、納税証明書等）を提出してください。交付申請時点で、申請者の初めての納付期限前の場合は、税務署へ届けた法人設立届（写）を提出し、実績報告時に納税が確認できるものを提出してください。
- ※6 申請時点で納税額が確定している直近年度の、直近の納付期限到達分について納税が確認できるもの（領収書の写し、納税証明書等）を提出してください。納税額が確定している直近年度についてまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税が確認できるものを提出してください。
- ※7 非課税の場合は課税されない理由が分かるものとして、次の書類を提出してください。
個人事業主：確定申告書（写）及び所得税青色申告決算書（写）
社会福祉法人等：定款及び決算報告書、その他収益事業を営んでいないことが分かるもの

3 奨励事業の実施

奨励事業実施期間内に、奨励事業（P 3～4、別表 2）を実施してください。奨励事業実施期間内に取組事項をすべて実施する必要があります。

注意

- ・就業規則及び当該規則に連携する規程の改正または就業規則に連携する規程等を新設する場合の施行日は、原則、奨励事業実施期間内です。例外として、奨励事業実施期間の翌月 1 日の施行は可とします。
- ・整備する不妊治療休暇制度等は、P 4の制度要件を満たすものとしてください。
- ・就業規則または当該規則に連携する規程には、必ず、①対象者（雇用形態・適用条件など）、②日数、③取得の際の賃金の取扱い（有給・無給）、④申請方法、⑤賃金（賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定、人事処遇等）等に関し不利益となる取扱いをしないことを明確に定めてください。

4 奨励金の実績報告

奨励事業者は、実績報告書（様式第 6 号）等を作成し、次のとおり提出してください。

(1) 提出場所

交付申請時の受付場所と同じ（P 6）

(2) 提出方法

交付申請時の提出方法と同じ（P 7）

(3) 提出期限

実績報告期限は次のとおりです。郵送の場合は報告期限日までに必着をお願いします。

	提出期限
前期	12月20日（金）
後期	2月20日（木）

(4) 提出書類

別表 4（P 11）参照

(5) 提出書類各種様式の入手方法

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/josei/katsuyaku/childplan/>

(6) 注意事項

- ①企業等の規模を問わず、就業規則及び当該規則に連携する規程等は、奨励事業実施期間内に必ず事業所を管轄する労働基準監督署へ届出を行ってください。（再掲）
- ②奨励事業が完了したとき、または奨励事業実施期間が終了したときは、実績報告書等を提出期限までに必ず提出してください。

別表4 実績報告 提出書類及び提出部数一覧表

0	実績報告時提出チェックリスト	原本1部
1	実績報告書（様式第6号） ・個人事業主の場合、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票どおりに記載してください。	原本1部
2	就業規則等 ※1 ・改正後の就業規則及び当該規則に連携する規程を全文提出してください。 ・改正部分が分かるよう新旧対照表を添付してください。 ・事業所を管轄する労働基準監督署の受付印が押印された部分も添付してください。	写し1部
3	社内説明会に使用した資料	原本または写し1部
4	社内説明会をしたことが分かるもの ・①説明会の実施日時、②開催場所、③出席者の氏名、④性別、⑤勤務地、⑥雇用形態、⑦実施内容、⑧欠席者への周知方法、について記載した書類を添付してください。	原本または写し1部
5	理解度チェックリストの集計	原本または写し1部
6	事業所一覧（実績報告時点のものを提出してください）（様式P14）	原本1部
7	出勤簿 ※2、※3 （申請時雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した社内相談員2人分）	写し1部
8	支払金口座情報登録依頼書（東京都様式）	原本1部
9	振込口座の通帳又はキャッシュカード等の写し	写し1部
10	委任状（様式P15）	原本1部

※1 奨励事業実施期間中に就業規則及び当該規則に連携する規程を複数回改正した場合、または就業規則に連携する規程を新たに作成した場合は、実績報告書等提出時に改正・新設の都度のすべての就業規則、当該規則に連携する規程の写し及び新旧対照表を提出してください。

※2 奨励事業実施期間3か月分の出勤簿を提出してください。出勤簿は出勤状況がわかるもの（労働者の氏名、勤務日、休日、出退勤時間が記載されたもの）としてください。
ただし、奨励事業実施期間内に実績報告を行う場合は、奨励事業実施期間の初日から実績報告書等提出日当日までの出勤簿を提出してください。その場合、実績報告書等提出日当日分は、上記「出退勤時間が記録されたもの」の代わりに出勤記録が確認できるものとしてください。

※3 申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出した労働者と異なる者を相談員として任命した場合は、次の書類を提出してください。

(1) 申請時と異なる者を相談員として任命した理由を証明する書類

※申請時に相談員として任命する予定であった労働者が退職した場合には、退職日を証明できるもの（雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を提出してください。

(2) 新たに相談員として任命した者（「都内で勤務する常時雇用する労働者で、かつ6か月以上継続して雇用していること」及び「雇用保険被保険者であること」の条件をいずれも満たす労働者）について、次の①～③の書類を提出してください。

① 雇用契約書または労働条件通知書

② 出勤簿（上記※2を参照）

③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

実績報告の際の提出書類については、次の点にご留意ください。

- ① 一度提出された書類について修正や差し替えはできません。
- ② 提出書類の内容（取組内容等）について、申請企業に対し、ヒアリングを実施したり、追加書類の提出を依頼する場合があります。なお、正当な事由なく求めに応じない場合には、奨励対象外となります。

5 奨励金交付額の確定

提出された実績報告書等を審査し、奨励金交付額を確定します。

※上記確定の通知は、申請企業宛に送付します。実績報告書等が代理提出された場合でも、代理人には通知しません。

6 奨励金の請求

・奨励金額の確定後、①額の確定通知書、②奨励金請求書（様式第8号）、③支払金口座振替依頼書を送付します。②及び③に必要な事項を記入し、実印を押印の上、返送してください。返送の際は、配達記録が残る方法で送付してください。

※請求書及び支払金口座振替依頼書を東京都が受領した日から概ね2～3週間程度で、申請者指定の口座に奨励金を振り込みます。振込（予定）日、振込完了のご連絡は行いませんので、記帳等で東京都名義の振込をご確認ください。

7 変更・中止・撤回

事前エントリー通過後から奨励金請求書提出期限までの一連の期間において、次の事象が発生した場合は、区分毎に書面（様式）の提出をしてください。各事象（事由）発生後、速やかにご提出ください。

区分	項目	事象(事由)	提出書類	特記事項
変更		企業名称、所在地、代表者、印鑑(印影)等の変更及び届出事項(提出書面記載)事項に変更が生じた場合	・変更承認申請書 (様式第4号) ・変更内容を証明できる書類等	
撤回		①交付決定前に、交付申請を取り下げる場合 (交付決定前に、事業運営上、本制度の導入が困難になった場合等) ②奨励対象事業者要件(P2)を満たさなくなった場合	・交付申請撤回届出書 (様式第5号)	再度申請が可能です。
中止		①交付決定後に、奨励事業を中止する場合 (交付決定後に、事業運営上、本制度の導入が困難になった場合等) ②奨励事業実施期間内に奨励事業が終了しない場合	・変更承認申請書 (様式第4号)	以降本制度の申請はできません。

8 企業名等の公表

奨励金交付額決定後、都のホームページにおいて、企業名、代表者名、住所、電話番号、業種、労働者数、奨励金交付年度等を公表する予定です。

9 その他留意事項

(1) 各種補助金等との併給について

次のいずれかに該当する場合は、本奨励金を受給することはできません。

- ① 本奨励金の奨励事業に係る内容について、過去に都が実施する各種補助金等を受給した場合
- ② 同一の事由により支給要件を満たすことになる国、都または区市町村等が実施する補助金等を受給する場合または受給した場合

(2) 奨励事業終了後の注意事項

奨励事業者は、奨励事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は奨励事業の終了した期日の属する会計年度終了後、5年間保存してください。

(3) 個人情報の保護

東京都は、提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づいて管理します。申請にあたって、提出書類に奨励事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応をお願いします。（マイナンバーが記載されている書類は受け取ることができません。）

(4) 奨励金交付決定の取消し、奨励金の返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

交付決定を取り消した場合において、既に奨励事業者に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので、十分注意してください。

- ① 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明したとき
- ② 奨励金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したことが判明したとき
- ③ 廃業、倒産等により、奨励事業の実施が客観的かつ合理的事由により不可能となったとき
- ④ 奨励事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の労働者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当することが判明したとき
- ⑤ 法令違反またはこの要綱及び知事の指示に従わなかったとき

本事業は、この募集要項によるほか、東京都補助金等交付規則及びこれに基づく依命通達、「働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金交付要綱」、「働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金交付要領」の定めるところに従って実施されます。

東京都知事 殿

企業等の所在地
企業等の名称
代表者職・氏名

印

事業所一覧

● 都内事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
計						

● 都外事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
計						

【記入上の注意】

- ① 提出日現在の情報を記載してください。
- ② 都内事業所は、雇用保険適用事業所に限らず、労働者が勤務するすべての事業所の名称・所在地を記入してください。
- ③ 事業所数が多い場合は必要に応じて行を追加してください。または、別紙でも可。別紙の場合は様式自由。

(参考様式)

委任状

(交付申請 ・ 実績報告)

東京都知事 殿

<代理人>

代理人事務所所在地	
代理人事務所名	
代理人氏名 ※書類提出者を記載	
代理人電話番号	()

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。ただし、下記委任事項に対する
貴所からの問い合わせについて、誠実に対応することを誓約いたします。

- ・働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金の（交付申請・実績報告）に関する書類提出

年 月 日

<委任者>

委任者所在地	
企業等の名称 代表者職・氏名	印
委任者電話番号	()

※交付申請時の書類提出を代理人に依頼する場合は（ ）内の「交付申請」に○、実績報告時の
書類提出を代理人に依頼する場合には（ ）内の「実績報告」に○をし、各提出書類と合わせ
てご提出ください。

提出書類記入例

申請時提出チェックリスト	P 17
（様式第1号）事業計画書兼交付申請書	P 18
（様式第2号）誓約書	P 19
（様式第4号）変更承認申請書	P 20
（様式第5号）交付申請撤回届出書	P 21
実績報告時提出チェックリスト	P 22
（様式第6号）実績報告書	P 23
（様式第6号）別紙1	P 24
 事業所一覧	 P 25
委 任 状	P 26
（様式第8号）奨励金請求書	P 27
支払金口座情報登録依頼書	P 28

日本標準産業分類（大分類）一覧

A	農業, 林業	K	不動産業, 物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究, 専門・技術サービス業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	M	宿泊業, 飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業, 娯楽業
E	製造業	O	教育, 学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療, 福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
H	運輸業, 郵便業	R	サービス業（他に分類されないもの）
I	卸売業, 小売業	S	公務（他に分類されるものを除く）
J	金融業, 保険業	T	分類不能の産業

申請時提出チェックリスト

企業名	株式会社東京産業
提出日	令和〇年〇〇月〇〇日
提出方法	郵送 ・ 持参

※「提出」の欄には提出する書類に○をつけてください。

提出	東京都 確認	No	書 類 名	提出部数	※ 備 考
○		1	事業計画書兼交付申請書(様式第1号)	原本1部	
○		2	誓約書(様式第2号)	原本1部	
○		3	雇用保険適用事業所設置届(事業主控)	写し1部	
○		4	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)	写し1部	
○		5	労働契約書または労働条件通知書	写し1部	
○		6	最新の就業規則、及び当該規則に連携する規程	写し1部	
○		7	事業所一覧(申請時点のもの)	原本1部	
○		8	会社案内または会社概要	原本または 写し1部	
○		9	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本1部	【個人事業主の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書、 住民票記載事項証明書 ※募集要項P9参照
		10	水道光熱費の領収書、賃貸借契約書等	写し1部	【必要に応じ提出】 ※募集要項P9参照
○		11	印鑑証明書	原本1部	
○		12	法人都民税・法人事業税の納税証明書	原本1部	【個人事業主の場合】 個人都民税(居住地分・事務所地分)・ 個人事業税の納税証明書 ※募集要項P9参照
○		13	委任状(参考様式)	原本1部	【必要に応じ提出】 ※申請時の書類提出を代理人に依頼する 場合

提出書類記入例

提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載の常用労働者2名について（相談員選任予定者分、原則：男女各1名）	
常用労働者1	(氏名) 新宿 就太 (フリガナ) シンジュクシュウタ
	(雇用形態) ☒ 正社員 ☐ 正社員ではないが、無期雇用 ☐ 有期雇用(雇用期間が1年超) ☐ その他()
	(採用年月日) 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	(勤務地) 飯田橋営業所
常用労働者2	(氏名) 環 境子 (フリガナ) タマキキョウコ
	(雇用形態) ☐ 正社員 ☒ 正社員ではないが、無期雇用 ☐ 有期雇用(雇用期間が1年超) ☐ その他()
	(採用年月日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	(勤務地) 本社

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

提出日又は郵送日を記入してください。
書類は提出期限までに提出してください。【厳守】

印鑑証明書と同じ表記で記入してください。
個人の場合、以下のように住所地と事業地とを併記し、名称は屋号を記載してください。※全ての様式類は同様に記載。
個人の住所地 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号
企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業等の名称 都庁法律事務所
代表者役職・氏名 所長・新宿 花子

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
企業等の名称 株式会社東京産業
代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

事業計画書兼交付申請書

提出した印鑑証明書と同一の印を押印してください。

働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）について、不妊治療と仕事の両立を推進するため、奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

期間は右記の通りです。

前期実施：9/1～11/30
後期実施：11/1～1/31

1 奨励事業実施期間

令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

2 実施事業及び交付申請額

金 300,000円

※日本標準産業分類(大分類)に基づき、アルファベットと業種名を記載してください。 ※申請の手引き参照

事業名	交付金額	申請の有無
不妊治療休暇制度等整備事業	300,000円	☒
不妊治療のためのテレワーク制度整備事業	100,000円	☐

※該当する□に✓を入れてください。

3 企業等の概要

業 種	E 製造業
常用労働者数	〇〇〇人（うち都内就業者 〇〇人）

※募集要項 P2 別表1
4①～③を参照してください。

4 本申請に係る連絡先

部課係名	総務部人事課			
職・担当者氏名	課長 新宿太郎			
連絡先	電話番号	00-0000-0000	FAX 番号	00-0000-0000
	メールアドレス	taroshinjuku@△△△.〇〇.××		

企業の連絡窓口（担当者の情報）を記載してください。
（提出代行者ではありません。）

5 確認事項

同意の確認
☒ 東京都ホームページにおける企業名等の公表に同意する。
就業規則についての確認
☒ 就業規則を労働基準監督署に届け出ている。 ※ただし、不妊治療のための休暇制度、休業制度、テレワーク制度などが明文化されていないこと。

※□に✓を入れてください。

誓約書

東京都知事 殿

- ・全ての項目にチェック☑が必要です。
- ・固定残業代制を採用していない場合もチェック☑してください。
- ・みなし労働時間制を採用していない場合もチェック☑してください。

私は、働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金交付要綱第8条の規定に基づく奨励金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- ☒ 交付申請日の前日を起点として過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- ☒ 労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- ☒ 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていることを誓約します。
- ☒ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☒ 法定労働時間を超えて従業員を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、遵守していることを誓約します。
- ☒ 平成31年4月以降、労働基準法第36条第6項第2号（月100時間未満）及び第3号（複数月平均80時間以内）に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないことを誓約します。
- ☒ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- ☒ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
＊ 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☒ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
＊ この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- ☒ 本奨励金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請書と同じ日付を記入してください。

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は奨励金の申請を取り下げます。奨励金交付後に発覚した場合は奨励金を返還します。

申請書と同じ表記にしてください。
個人事業主の場合、個人の住所も併記。
※申請書の書き方を参照してください。

企業等の所在地
企業等の名称
代表者職・氏名

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
株式会社東京産業
代表取締役 東京花子

提出された印鑑証明書
と同一の実印を押印
してください。

㊞

捨
印

様式第4号（第10条関係）

東京都知事 殿

令和○年○○月○○日

提出日を記入してください。
変更事由が生じた場合、速やかに提出してください。

社名や所在地に変更があった場合には、**変更後の情報**を記載してください。
個人事業主の方は、変更後の住所地と事業地を併記してください。
書き方は申請書と同様です。

企業等の所在地 東京都江東区亀戸 2-19-1

労働ビル3階

企業等の名称 株式会社東京産業

代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

印

変更承認申請書

提出した印鑑証明書
と同一の印を押印し
てください。

働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり、事業計画を

☐ 変更 ☐ 中止 したく、関係書類を添えて申請します。

変更か中止のいずれかに○をつけてください。

記

1 変更又は中止の内容

例1) 平成○年○月○日付で下記の通り移転

旧：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都民第一ビル5階

新：東京都江東区亀戸 2-19-1 労働ビル3階

例2) 事業の中止

《注意点》

所在地・会社名・代表者等に変更があった場合、
登記簿謄本・印鑑証明書に加え、支払金口座情報登録
依頼書(変更)の提出が必要になります。

2 変更又は中止の理由

例1) 所在地の変更

例2) 事業期間内で事業が終了できなかった為

※変更又は中止のいずれかに○をつけること。

※変更の場合は、変更内容を分かりやすく記載すること。

※変更内容等を証明できる書類がある場合は、その書類を添付すること。

捨
印

提出日を記入してください。

令和〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

申請書と同じ表記にしてください。
個人事業主の方は、住所地と事業地
を併記してください。
書き方は申請書と同様です。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

企業等の名称 株式会社東京産業

代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

印

提出された印鑑証明書と同一の
印を押印してください。

事業計画書兼交付申請書
に記載した提出日を記入
してください。

交付申請撤回届出書

令和×年××月××日付け事業計画書兼交付申請書により交付を申請した働く人のチャイルド
プランサポート制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）については、交付申請を撤回する
こととしたので、奨励金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

（撤回の理由）

〇〇△△により、事業継続が困難となったため。

実績報告時提出チェックリスト

企業名	株式会社東京産業
提出日	令和〇年〇〇月〇〇日
提出方法	郵送 ・ 持参

※「提出」の欄には提出する書類に○をつけてください。

提出	東京都 確認	No	書 類 名	提出部数	※ 備 考
○		1	実績報告書(様式第6号)	原本1部	
○		2	改正した就業規則、当該規則に連携する規程 及び新旧対照表	写し1部	※募集要項P11※1参照
○		3	社内説明会に使用した資料	原本または 写し1部	
○		4	社内説明会に使用した資料(下記内容が含まれていること) ①説明会の実施日時、②開催場所、③出席者の氏名、④性別、 ⑤勤務地、⑥雇用形態、⑦実施内容、⑧欠席者への周知方法	原本または 写し1部	都内に勤務する全労働者を対象 ※募集要項P4◆4(社内説明会について)参 照
○		5	理解度チェックリストの集計	原本または 写し1部	
○		6	事業所一覧(実績報告時点のもの)	原本1部	
○		7	出勤簿 (申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を提出した 2名分について奨励実施期間3か月分)	写し1部	※募集要項P11※2※3参照
○		8	支配金口座情報登録依頼書(東京都指定様式)	原本1部	【必要に応じ提出】 ※既に登録されている場合は提出不要
○		9	振込口座の通帳又はキャッシュカード等の写し	写し1部	【8を提出する場合に添付】 ※「口座名義人」のカタカナ表記が記載され ているもの
○		10	委任状	原本1部	【必要に応じ提出】 ※実績報告時の書類提出を代理人に依 頼する場合

令和〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

申請書と同じ表記にしてください。
個人事業主の方は、住所地と事業地
を併記してください。
書き方は申請書と同様です。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿 2-8-1
企業等の名称 株式会社東京産業
代表者職・氏名 代表取締役 東京花子 印

実績報告書

提出した印鑑証明書
と同一の印を押印し
てください。

働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）につ
いて、奨励金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告
します。

記

期間は右記の
通りです。

前期実施：9/1～11/30
後期実施：11/1～1/31

※奨励事業が上記最終日前に完了した時には、
終了日と提出日を合わせてください。

1 奨励事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 実績報告額

金 400,000 円

金額の捨印対応はできませんので、
誤りのないようお願いします。

事業名	交付金額	実施の有無
不妊治療休暇制度等整備事業	300,000円	☒
不妊治療のためのテレワーク制度整備事業	100,000円	☒

※該当する□に✓をすること。

3 他の助成金との併給状況

交付事由と同一の事由により交付要件を満たすこととなる各種 助成金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの（国、都又は 市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）の受給につ いて	☒ 受給なし ☐ 受給予定 ☐ 受給済み
---	--

※該当する□に✓をすること。

4 連絡先

FAX がない場合は、「なし」と記載
してください。

部課係名	総務部人事課		
職・担当者氏名	課長 新宿太郎		
電話番号	00-0000-0000	FAX 番号	00-0000-0000
メールアドレス	taroshinjuku@△△△.ne.jp		

取組の実施状況

1 整備した休暇制度の名称				
・不妊治療に伴う休暇及び休業制度 ・不妊治療に伴うテレワーク制度				
2 社内相談体制の整備				
	設置日 (年.月.日)	ふりがな 氏名	男・女 (○をつける)	研修受講日 (年.月.日)
	00. 00. 00	しんじゅくしゅう た 新宿就太	男・女	00. 00. 00
	00. 00. 00	たまききょうこ 環境子	男・女	00. 00. 00
※2名以上配置した場合には、別途報告してください。				
3 整備した休暇制度の内容				
①制度対象者				
・正社員及びパート労働者				
②休暇・休業日数				
・不妊治療休暇... 10日／1年間				
・不妊治療休業... 1年間				
③休暇取得の際の賃金の取扱い				
・不妊治療休暇：有給				
・不妊治療休業：無給（労働協定締結済み、詳細は賃金規定に記載済み）				
4 社内説明会				
①実施日時・従業員参加状況				
・○月○日 00：00～00：00 ○○人 合計△△人（長期休業者を除く） ・×月×日 00：00～00：00 ××人 全従業員				
②説明会内容・説明者				
＜説明会の内容＞				
・不妊治療の概要、相談員について				
・不妊治療休暇制度の整備による就業規則の改定				
＜説明者＞				
新宿就太、環境子				
③欠席者への情報提供方法・実施状況				
育児休職中の3名には説明会資料を郵送。 〔全従業員に対し説明が必要。参照：募集要項P4◆4社内説明会〕				
④出席者の理解度確認状況及び出席者からの主な意見				
※あげられた質問や意見等を具体的に記載してください。 （箇条書きで構いません。）				
5 取組の成果				
※具体的に記載してください。（箇条書きで構いません。）				

令和〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

提出日を記入してください。

申請書と同じ表記にしてください。
 個人事業主の場合、個人の住所地も併記。
 ※申請書の書き方を参照してください。

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 企業等の名称 株式会社東京産業
 代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

(印)

事業所一覧

提出した印鑑証明書と同一の印を
 押印してください。

● 都内事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
本 社	東京都新宿区西新宿 2-8-1	20	10	10	0	0
飯田橋支店	東京都千代田区飯田橋 3-10-3	8	2	2	1	3
計		28	12	12	1	3

● 都外事業所

事業所の名称	所在地	総労働者数	無期雇用労働者		有期雇用労働者	
			男性	女性	男性	女性
神奈川支店	神奈川県横浜市〇〇区××-×-×	7	3	2	1	1
名古屋営業所	愛知県名古屋市〇〇町××-×-×	4	2	2	0	0
計		11	5	4	1	1

【記入上の注意】

- ① 提出日現在の情報を記載してください。
- ② 都内事業所は、雇用保険適用事業所に限らず、労働者が勤務するすべての事業所の名称・所在地を記入してください。
- ③ 事業所数が多い場合は必要に応じて行を追加してください。または、別紙でも可。別紙の場合は様式自由。

委任状

(交付申請 ・ 実績報告)

東京都知事 殿

いずれかに○を付けてください。

<代理人>

代理人事務所所在地	東京都千代田区九段下〇ー〇ー〇
代理人事務所名	社会保険労務士法人〇〇
代理人氏名 ※書類提出者を記載	千代田 一郎
代理人電話番号	〇 3 (〇 〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。ただし、下記委任事項に対する

いずれかに○を付けてください。

貴所からの問い合わせについて、誠実に対応することを誓約いたします。

- ・働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金の (交付申請 ・ 実績報告) に関する書類提出

提出日を記入してください。

令和〇年 〇〇月 〇〇日

所在地及び名称は登記簿通りに記載してください。

個人事業主の場合、個人の住所地も併記。

※申請書の書き方を参照してください。

<委任者>

委任者所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
企業等の名称 代表者職・氏名	株式会社東京産業 代表取締役 東京花子
委任者電話番号	〇 3 (〇 〇 〇 〇) 〇 〇 〇 〇

提出された印鑑証明書と同一の印を押印してください。

印

※交付申請時の書類提出を代理人に依頼する場合は () 内の「交付申請」に○、実績報告時の書類提出を代理人に依頼する場合には () 内の「実績報告」に○をし、各提出書類と合わせてご提出ください。



令和〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

企業等の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

申請書と同じ表記にしてください。
個人事業主の方は、住所地と事業地を併記してください。
書き方は申請書と同様です。

企業等の名称 株式会社東京産業

代表者職・氏名 代表取締役 東京花子

印

提出した印鑑証明書と同一の印を押印してください。

額の確定通知右上にある文書番号を記入してください。

奨励金請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付（31産労雇第×××号）をもって確定通知のあった奨励事業について、働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

額の確定通知の左下にある日付を記入してください。

記

奨励金請求額 金 300,000 円

提出書類記入例

平成24年4月1日

東京都からの支払金の振込みについては、下記口座を指定しますので、口座情報等の登録を依頼します。

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

印

(数字に○をしてください)

○医療費コード (実費・福祉のとき必要、別冊付)

腹止

→廃止理由： 電話番号の変更 ・ その他（ ）

* 変更の場合は、該当項目のみ「変更後の内容」を記入してください。

都庁サービス

1 2 3 - 2 2 3 4

東京都新宿区2-8-1 西新宿ビル1階

0	3					-	5	3	3	0	-	5	9	4	3
---	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 原稿として国定電報の電報番号を記入してください。
- 電報番号の変更はできません。国定電報番号の廃止及び外電報番号での外電送受を依頼してください。

1:普通, 2:当座, 4:貯蓄, 9:別段

6	7	8
---	---	---

[illegible]

カ) トチヨウサーヒ^ニス

- 提出された印鑑証明書と同一の印を押印してください。
- 口座情報の登録を新規で行う場合は「新規」に○、変更する場合は「変更」に○を付けてください。
- すでに東京都に登録済の口座があり、登録内容に変更がない場合は、この様式の提出は不要です。ただし、東京都から 2 年以上支払実績のないときは、システムの都合上、登録された情報が削除されることがあります。この場合、再登録が必要になります。
- 支払金口座情報登録後、「支払金口座振替依頼書」（奨励金振込時に必要になります。）を東京都より送付いたします。
- 「支払金口座振替依頼書」の再発行が必要な場合は、ご連絡ください。
- 支払金口座情報登録についての詳細は、以下をご参照ください。

<http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/keiyaku.htm>



東京都中小企業雇用環境整備推進専門家派遣のお知らせ【無料】



東京都では、職場における働き方の見直しに取り組む中小企業等に対し、無料で社会保険労務士または中小企業診断士を派遣し、企業の実情に合った具体的な助言・提案を行います。

募集期間：令和元年4月15日（月）～令和2年1月31日（金）

（事業概要）

派遣回数：最大5回

1回当たりの派遣時間：原則2時間以内

対象企業：東京都内に本社または事務所が所在していること等

主な相談内容：①育児と仕事の両立推進に関する事

②介護と仕事の両立推進に関する事

③病気治療と仕事の両立推進に関する事

④非正規労働者の雇用環境の改善に関する事

⑤働き方・休み方の改善に関する事

⑥その他雇用環境整備の推進に関する事

<問い合わせ先> 東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当 電話03-5211-2248

～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

令和元年度版

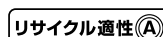
印刷番号 (31) 68

東京都働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金 申請の手引き

令和元年6月発行

● 編集・発行 / 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号21階
電話 03-5320-4645

● 印刷 / 数島印刷株式会社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。